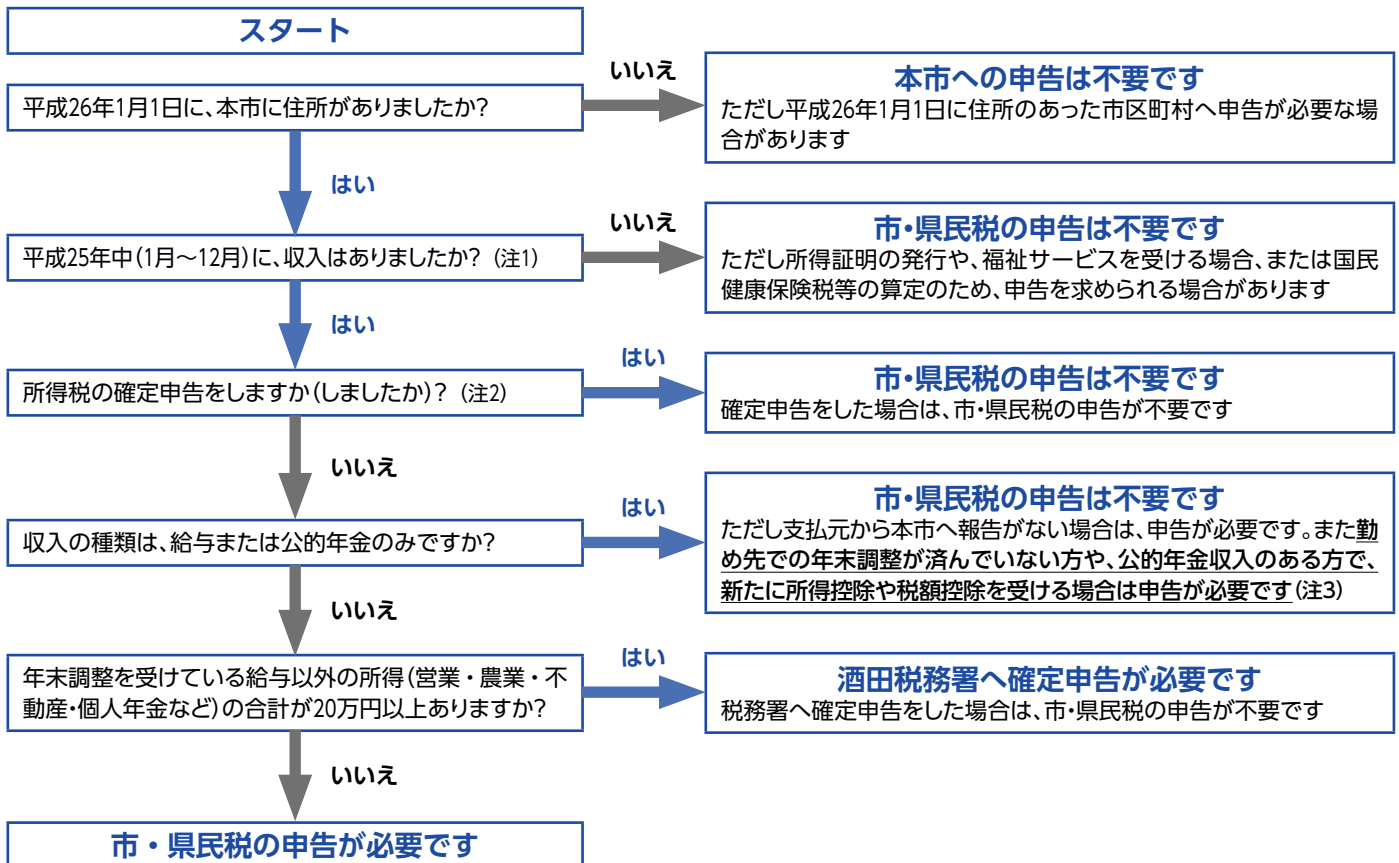




● 申告が必要な方

矢印に従って進むと申告が必要かどうか、必要な場合は市役所と税務署のどちらへ申告するのかが分かります。



(注1) 雇用保険、労災保険、障害年金および遺族年金は課税対象の収入となりません。

(注2) 次の方は確定申告をする必要があります。詳しくは酒田税務署へお問い合わせください。

- 所得金額が所得控除額を超え、所得税を納税しなければならない方
- 青色申告者 ● 土地や建物を売った方 ● 新たに住宅借入金等特別控除を受ける方

(注3) 給与を2箇所以上からもらっている人で、年末調整を受けていない給与収入が20万円を超える人は確定申告が必要です。

市役所においでの際の駐車場について

現在、市庁舎改築工事に伴い、市役所正面駐車場が全面使用できません。申告においでの際は次の駐車場を利用してください。

- ① 庁舎東側駐車場 ② 希望ホール立体駐車場 ③ 酒田駐車ビル ④ 酒田市中央地下駐車場 ⑤ 中町第二パーキング日和

◆ 上記③～⑤の駐車場を利用した場合は申告受け付けの際に利用時間に応じた無料利用券をお渡しします。皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

イータックス

確定申告は便利なe-Taxで

e-Taxとは国税電子申告・納税システムのことです。e-Taxを利用すると、自宅や会社などからインターネットで申告・納税ができます。利用に当たっては、住民基本台帳カード(電子証明付き)およびICカードリーダライタが必要です。住民基本台帳カードについては、市民課住民係 ☎26-5723へお問い合わせください。

- ◆ 住民基本台帳カード(電子証明付き)をお持ちの方は、酒田税務署と市役所本庁舎でもe-Taxを利用することができます。
- ◆ 詳しくは国税庁ホームページ<http://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧ください。

市・県民税の申告相談が始まります

●お問い合わせ／市税務課市民税係 ☎26-5712～5714、酒田税務署 ☎33-1450

市・県民税の申告相談日程

【市役所本庁舎】2月27日(木)～3月17日(月)

【八幡・松山・平田総合支所】本紙折り込みチラシをご覧ください

- ◆申告相談は平日(月曜～金曜日)のみの受け付けです。
- ◆地区別に申告相談の指定日を設けています。市役所から市・県民税の申告書が送付された方は、指定日に申告会場へおいでください。
- ◆詳しい日程は、市ホームページをご覧ください。

市・県民税の申告に必要なもの

- ①印鑑(認め印可)
 - ②所得計算の資料／給与や年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書、帳簿、収支内訳書、領収書・請求書など
 - ③所得控除計算の資料／医療費、社会保険料(国民年金保険料など)、生命保険料(個人年金保険料・介護医療保険料も含む)、地震保険料、小規模企業共済などの掛け金の支払証明書や領収書、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳など
- ◆②と③は、平成25年中に受け取りや支払いのあったものが対象です。証明書などが無いと、控除を受けられない場合がありますので、忘れずに持参してください。

混雑緩和のため、ご協力をお願いします

毎年、市役所本庁舎の申告会場は、特に午前中を中心に大変混雑します。申告を円滑に進めるため、次のことにご協力ください。

【収支内訳書の記入】営業・農業・不動産所得のある方は、申告の際に収支内訳書の提出が必要です。帳簿などを整理して収支内訳書に記入の上、おいでください

【医療費の支払額の集計】医療費控除を受けようとする方は、支払った医療費の合計額が必要です。領収書などを整理し、合計額の集計・検算の上、おいでください

郵送でも申告を受け付けています

- ①所得・所得控除計算の資料となるものを用意(写しでも可)
 - ②申告書・収支内訳書に必要事項(氏名、住所、電話番号、所得・控除内容など)を記入し押印
 - ③①と②を〒998-8540(住所不要)酒田市税務課市民税係へ郵送
- ◆郵送による申告は、3月17日(月)まで(消印有効)です。電話番号を必ず記入してください。記入された内容について電話で確認させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

公的年金が400万円以下の方の申告

平成23年分の確定申告から公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ「公的年金等に係る雑所得」以外の所得(営業所得・農業所得・不動産所得等)の金額が20万円以下である場合には確定申告が不要になりました。ただし社会保険料などの各種所得控除を申告すると、市・県民税が減額になる場合があります。各種所得控除を追加する場合は市・県民税の申告をしてください。公的年金等に係る雑所得以外に20万円以下の所得がある場合にも市・県民税の申告が必要です。なお所得税の還付を受ける場合は、税務署へ確定申告書の提出が必要です。

●市・県民税の税制改正について

平成26年度の市・県民税について、市・県民税に係る均等割の額などが変わりました。詳しくは本紙1月16日号または市ホームページをご覧ください。

酒田税務署からのお知らせ

【平成25年分の確定申告書の提出期限および確定申告に係る納期限】

所得税および贈与税／3月17日(月)

個人事業者の消費税および地方消費税／3月31日(月)

【口座振替利用の方の振替納付日】

所得税／4月22日(火)

個人事業者の消費税および地方消費税／4月24日(木)

◆口座残高の確認をお願いします。また新たに口座振替を希望される方は、酒田税務署へ問い合わせてください。